

**令和 8 年度個別分野の対応方策検討支援事業業務委託（国民健康保険分野）に係る
企画提案募集要領**

次のとおり企画提案を公募する。

令和 8 年10月 9 日
沖縄県企画部市町村課

1 委託事業名

令和 8 年度個別分野の対応方策検討支援事業業務委託（国民健康保険分野）

2 事業目的

令和 8 年 3 月の「持続可能な行政サービスのあり方に関する検討会」の中間とりまとめにおいて、国民健康保険料（税）の納付勧奨について、「特に小規模な市町村については、単独で処理するには人員やノウハウに課題がある場合が想定されることから、例えば、県が支援しつつ、小規模な市町村から、共同による委託等のモデル的な実証を行い、その成果に応じて、他の市町村にも横展開を図ることが考えられる」旨が示された。

これを踏まえ、本事業では、市町村の業務負担の軽減及び収納率の向上に向けて、複数の小・中規模の市町村の納付勧奨事務を県が一括して委託することにより、共同による委託の可能性の実証を行うとともに、将来的な他の市町村への横展開に向けた課題抽出を行うことを目的とする。

3 提案上限額

4, 400 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は企画提案のために設定した金額で実際の契約額とは異なる。

4 委託業務の実施期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水曜日）（予定）

5 事業内容

令和 8 年度個別分野の対応方策検討支援事業業務委託（国民健康保険分野）
委託仕様書のとおり

6 応募者の資格

次の要件を全て満たすものであること。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有すること。共同企業体の場合は、構成員のうち 1 者以上

がこの要件を満たすこと。

- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (3) プライバシーマークの付与並びに I SMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している者であること。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）認証を取得している者であること。
- (5) 過去5年度以内に、官公庁（国、都道府県、市町村又は特別区）と納付勧奨業務及びコールセンター業務を契約した実績のある者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく、沖縄県の指名停止を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 次の各号に該当しない者
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
 - ウ 法人でその役員のうち暴力団等反社会的勢力に属する者がいる。
- (11) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (12) 労働関係法令を遵守していること。
- (13) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は次のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、応募資格(2)～(12)までの要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者ではないこと。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業として重複応募する者ではないこと。

7 応募手続等

(1) スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ア 公募期間 | 公告開始から令和8年10月26日（月）12時まで |
| イ 質問書受付期限 | 令和8年10月16日（金）12時まで |
| ウ 企画提案書提出期限 | 令和8年10月26日（月）12時まで |
| エ 一次審査結果等通知 | 令和8年10月27日（火）【予定】 |
| オ 二次審査（プレゼンテーション） | 令和8年10月30日（金）【予定】 |

カ 委託業者決定及び通知	令和8年11月2日（月）【予定】
キ 契約締結	令和8年11月上旬【予定】

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

公告日から令和8年10月16日（金）12時まで

イ 提出方法

「令和8年度個別分野の対応方策検討支援事業業務委託（国民健康保険分野）」【別添様式】質問書に記入の上、電子メールで提出すること。また、提出した場合は、必ず電話による到達確認を行うこと。

ウ 回答方法

令和8年10月19日（月）までに、沖縄県のホームページ「公募・入札」に掲載する。なお、電話等による質問には、簡易なものを除き応じない。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和8年10月26日（月）12時まで

イ 提出場所 沖縄県企画部市町村課（沖縄県庁7階）

ウ 提出書類 下記書類を必要部数、持参又は書留郵便（必着）で提出すること

- ① 【様式1】企画提案応募申請書・・・1部
- ② 【任意】企画提案書・・・・・・・・・・5部
- ③ 【様式2】会社概要・・・・・・・・・・5部
- ④ 【様式3】業務実績書・・・・・・・・・・5部
- ⑤ 【様式4】経費見積書・・・・・・・・・・5部
- ⑥ 【様式5】誓約書・・・・・・・・・・1部
- ⑦ 【様式6】共同企業体協定書・・・・・・1部
- ⑧ 添付資料・・・・・・・・・・各1部
 - ・ プライバシーマークの付与認定を受けているものであることを証するもの
 - ・ ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を受けているものであることを証するもの

※ ステープル、ファイル綴り不要、クリップ留めで提出してください。

※ ⑦【様式6】共同企業体協定書は、共同企業体の場合に限る。

また、共同企業体の場合は、③【様式2】会社概要、④【様式3】業務実績書、⑥【様式5】誓約書については、構成員ごとに提出すること。

8 企画提案書等の審査

(1) 一次審査（書類審査）

沖縄県企画部市町村課において一次審査（書類審査）を行い、主に応募資格の確認等を行う。ただし、応募者が多数の場合は、一次審査において上位数社（3者程度）を選定する。選定された事業者に対しては、結果及び二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを通知す

る。なお、通知は、電子メール又は書面で行う。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

沖縄県に設置する企画提案選定委員会において、提案内容や経費等について審査を行い、最も優れた提案者を選定する。なお、二次審査の結果については、後日、電子メール又は書面にて通知する。

ア 日時：令和8年10月30日（金）午後【予定】

イ 場所：那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁内会議室

ウ プレゼンテーション

応募者によるプレゼンテーションを12分、質疑応答を15分程度とする。

提出した提案書により説明を行うこと

※ 詳細な日時等は、令和8年10月27日（火）までに通知する。

※ 応募状況等により書面審査に変更する場合がある。

9 契約について

(1) 契約締結の手続

委託候補者と業務内容及び契約金額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約を締結する。

(2) 契約金額

契約金額については、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された経費見積書と同額とならない場合がある。

(3) 契約金額の支払方法

受託者から提出される実績報告書を基に、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、契約締結後、契約金額の一部について概算払請求を行うことが出来る。

(4) 契約条項

委託候補者との協議事項とする。

(5) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

10 経費の計上

対象経費は、事業執行に必要な経費とし、以下の区分で経費見積書に記載すること。

経費区分	備考
(1) 人件費	本業務に従事する者の作業時間に対する人件費
(2) 事業費	旅費、謝金、使用料、消耗品等、印刷製本費、通信運搬費等、本事業に必要な経費

(3) 再委託費	県との取り決めにおいて、受託者が当該業務の一部を他社に行わせる（委託、準委任又は請負）のために必要な経費
(4) 一般管理費	本業務を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 (1)人件費＋(2)事業費) ×10/100以内 ※小数点以下切り捨て、再委託費は除く
(5) 消費税相当額	(1)人件費＋(2)事業費＋(3)再委託費＋(4)一般管理費) ×消費税率(10/100) ※小数点以下切り捨て

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は、1事業者当たり1案に限る。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 採否に関する異議申立て等は受け付けない。
- (6) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出書類が出された場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 本要領に違反すると認められる場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県企画部市町村課と委託候補者とで別途協議して決めることとする。

12 お問合せ先・提出先

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁7階
 沖縄県企画部市町村課 行政班 (担当：眞喜志)
 TEL：098-866-2134 E-mail：aa017019@pref.okinawa.lg.jp

(参考)

※沖縄県財務規則第 101 条第 2 項

(契約保証金)

第 101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が 1 件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。